



▲11月8日(日) ふれあい TAISHI 2015・たいし聖徳市

まちの情報紙

議会だより(第152号)合併号

広報

太子

Public
Relations
TAISHI Town

2015

12

月号

No.493

主な内容

- 2 平成28年1月からマイナンバー制度における個人番号利用が開始されます
- 4 町の職員数と給与状況についての公表です
- 6 年末は28日(月)までですが……
- 7 「基本構想」が議決されました
- 8 12月は税込確保重点月間です
- 9 軽自動車税の税率が変わります
- 10 フォトニュース
- 12 みんなのひろば
- 15 健康インフォメーション
- 17 高齢者情報局
- 18 人権コーナー「気づく」
- 23 タウンインフォメーション

平成28年1月からマイナンバー制度における 個人番号利用が開始されます

1. マイナンバー（個人番号）制度とは

社会保障や税を扱う国や自治体などでは、事務を行う機関ごとにみなさまの個人情報をそれぞれ保有しています。しかしながら、このような複数の機関で保有する個人情報が同じ人のものであることを確認することが困難な場合や、時間を要する場合がありますため、みなさまが行政手続を行う際に、様々な書類を添付して頂くなど、一定の負担が生じています。

マイナンバー制度導入により、こうした添付書類の省略など行政手続が簡素化されます。また、個人所得のより正確な把握による公平な税負担の実現や、生活保護や医療保険などの社会保障をよりの確に提供するなどの効果が期待されています。

2. 個人番号カードの交付が開始されます

①個人番号カードとは

個人番号カードは、ICチップのついたプラスチック製のカードで、表面に氏名、住所、生年月日、性別、顔写真が記載され、裏面にマイナンバーが記載されます。

本人確認書類として使用できるほか、e-Taxなどの電子申請が行える電子証明書も標準搭載されます。

②交付申請手続き等について

- 個人番号カードは、希望する人によりのみ作られます。
- 個人番号カードの交付を受けるためには、あらかじめ、通知カード（※）と一緒に送付される交付申請書を地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に郵送するか、スマートフォン、パソコンなどで申込む必要があります。個人番号カードが作成され、役場に送付されてくると、申込みされた人に役場から交付についてのご案内及び交付通知書をお送りしますので、役場の所定窓口までご来庁頂くことになります。

※通知カードとは紙製のカードで、券面には個人番号及び氏名、住所、生年月日、性別が記載されています。平成27年11月下旬頃から住民票を有する人に対し、個人番号をお知らせするため郵送で通知されています。

- 個人番号カードを受け取る際には、通知カードの返納が必要になります。また、住民基本台帳カードを持っている人は、住民基本台帳カードの返納も必要になります。
- 個人番号カードの有効期限は、20歳以上の人は10年間（10回目の誕生日）、20歳未満の人は5年間（5回目の誕生日）です。
- 個人番号カードを紛失するなどして再交付を受けるときは、1,000円の手数料が必要になる場合がありますので、大切に保管ください。
- 個人番号カードの交付を受けた後、住所、氏名などの記載事項に変更があった場合は、変更手続が必要になります。

③交付開始時期

個人番号カードは、②の申請をした人に、平成28年1月4日以降、順次交付されます。

3. 個人番号の利用開始

平成28年1月から、本町でも個人番号を利用した事務が開始されます。個人番号の利用については、段階的に本格化されていきます。制度の本格化に向けたスケジュールは以下のとおりです。

①平成28年1月～

国や自治体などのそれぞれの団体で、法令などで定められた事務について個人番号の収集が開始され、それぞれの団体内でのみ情報連携が開始されます。本町でも、各部署の間での情報連携が開始されます。

②平成29年1月～（予定）

国の行政機関の間での情報連携が開始されます。

③平成29年7月～（予定）

すべての団体の間での情報連携が開始されます。

4. 本町の個人番号利用事務

平成28年1月から、本町で個人番号を利用する事務は別表のとおりです。別表の事務については、行政手続時に個人番号の記載や本人確認が求められるなど、手続内容に変更が生じている可能性があります。詳しくは、別表の所管部署にご確認ください。

（別表）本町における個人番号利用事務

事務の内容	所管部署
住民異動（転出、転入、転居、出生、死亡など）、住民票の交付など	住民人権グループ ☎98-5515
住民税の課税・徴収・減免、証明など	税務グループ ☎98-5517
固定資産税の課税・徴収・減免、証明など	
軽自動車税の課税・徴収・減免、証明など	
町税収滞納の管理、納付書の再発行など	
障害者手帳交付に関する事務	福祉グループ ☎98-5519
障害児通所サービスに関する事務	
障害者福祉・医療サービスに関する事務 ・自立支援給付（介護給付・訓練等給付・精神通院医療・補装具費の支給） ・地域生活支援事業（日常生活用具給付・相談支援 など）	

事務の内容	所管部署
児童手当に関する事務	福祉グループ ☎98-5519
児童扶養手当受付事務	
特別児童扶養手当受付事務	
保育所等への入所、利用者負担の徴収等に関する事務	高齢介護グループ ☎98-5538
介護保険に関する事務（要介護認定・要支援認定等申請、負担限度額認定申請、高額介護合算療養費等支給申請に関する手続きなど）	
老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務（町が行う老人ホームへの入所などの措置）	保険医療グループ ☎98-5516
国民健康保険に関する事務（資格取得の届出、療養費の支給申請など）	
後期高齢者医療に関する事務（資格取得の届出、療養費の支給申請など）	
未熟児養育医療に関する事務（支給認定の申請など）	
自立支援（更生・育成）医療に関する事務（支給認定の申請など）	健康増進グループ ☎98-5520
予防接種に関する事務（予防接種状況の把握など）	
母子保健事業に関する事務（妊娠届出・健診等の受診状況の把握など）	教育総務グループ ☎98-5533
健康増進法に関する事務（健診などの受診状況の把握など）	
幼稚園等への入所、利用者負担の徴収等に関する事務	
就学援助の医療費に関する事務	安全環境グループ ☎98-5525
被災者台帳作成事務	

上記事務以外に、委員報酬や報償費等の支払いにおいて個人番号を収集する場合があります。

5. 個人番号利用事務における本人確認（個人番号の確認を含む）の方法

個人番号の利用にあたっては、個人の識別性が高いことから厳格な取扱いを行う必要があります。そのため、上記個人番号利用事務の窓口手続きで、本人確認を行う場合があります。本人確認を行うにあたって、提示を求めると必要な書類などは次のとおりです（ここでは、本人が手続きを行う場合の一般的な例をお示しします。詳しくは、各担当部署にご確認ください）。

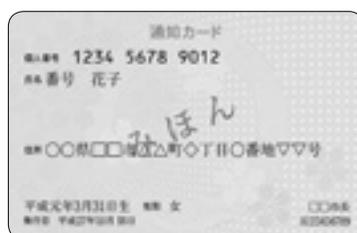
①個人番号カードを提示する場合

個人番号及び住所、氏名、生年月日、性別が記載され、顔写真が貼付されているため、「個人番号カード」のみで本人確認が可能です。

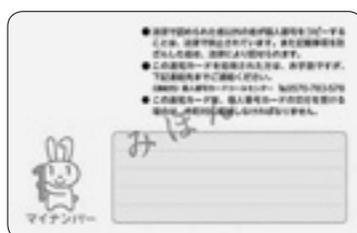
②通知カードを提示する場合

「通知カード」には顔写真が貼付されていないため、「通知カード」単体では本人確認書類として使用できません。そのため、「通知カード」に加え、運転免許証や旅券（パスポート）など顔写真が貼付された書類などの提示を求めます。

通知カード



表



裏

個人番号カード



表



裏

●マイナンバー制度などに関するお問い合わせ

マイナンバー制度などに関するご質問へ対応するため、国がコールセンターを開設しています。

・マイナンバー総合フリーダイヤル

【電話番号】 ☎0120-95-0178（無料）

※一部IP電話などで上記電話番号に繋がらない場合（有料）

・マイナンバー制度についてのお問い合わせ

【電話番号】 ☎050-3816-9405

・通知カード・個人番号カードについてのお問い合わせ

【電話番号】 ☎050-3818-1250

●受付時間

月～金曜日 午前9時30分～午後10時

土日、祝日 午前9時30分～午後5時30分（12月29日～平成28年1月3日除く）

◆問合せ

・マイナンバー制度に関すること

総務政策グループ ☎98-0300

・通知カード・個人番号カードに関すること

住民人権グループ ☎98-5515



(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況

区分	勤続10年	勤続15年	勤続20年	
一般行政職	大学卒	254,700円	291,100円	321,800円
	高校卒	227,200円	261,900円	297,800円

注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合、採用後の年数をいうものです。

(7) 職員の級別職員数の状況

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	合計	
標準的な職務内容	主事補 技師補	主事 技師	主査	主任	参事 主幹	室長 グループ長	室長		
職員数	1	14	14	48	14	22	1	114人	
構成比	27年度	0.9	12.3	12.3	42.1	12.3	19.2	0.9	100%
	26年度	0.9	11.6	10.7	43.8	12.5	19.6	0.9	100%

注) 太子町の給与条例に基づく給料表の区分による職員数です。
標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(8) 職員手当の状況(一般行政職)

区分	太子町	国		
扶養手当	配偶者	13,000円	同	
	その他の扶養親族 子等 15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日迄	6,500円 (配偶者がいない1人目:11,000円) (配偶者が扶養対象外の1人目:6,500円)		
		(上記の額に加算) 5,000円		
		支給対象職員平均支給月額 (H27.4.1現在)		229百円
住居手当	借家で家賃(12千円を超える額)を支払っている者	27,000円を限度として支給	同	
	支給対象職員平均支給月額 (H27.4.1現在)	232百円		
通勤手当	交通機関利用者	6か月定期券の価格にて一括支給(1ヶ月当たりの運賃等相当額は55,000円迄全額支給)	同	
	自動車など 交通用具利用者	片道2km以上5km未満		2,000円
		// 5km以上10km未満		4,200円
		// 10km以上15km未満		7,100円
		// 15km以上20km未満		10,000円
		// 20km以上25km未満		12,900円
		// 25km以上30km未満		15,800円
		// 30km以上35km未満		18,700円
		// 35km以上40km未満		21,600円
		// 40km以上45km未満		24,400円
// 45km以上50km未満	26,200円			
// 50km以上55km未満	28,000円			
// 55km以上60km未満	29,800円			
// 60km以上	31,600円			
上記併用者	上記による算定額より55,000円迄全額支給			
支給対象職員平均支給月額 (H27.4.1現在)	89百円			
地域手当	支給対象地域	全地域	同	
	支給率	4%		
	支給対象職員平均支給月額 (H27.4.1現在)	149百円		

◆問合せ 秘書広報グループ ☎(98)5531

本町の一般職員等の給与につきましては、町条例に基づき支給しており、その内容は、毎年度、町議会におきましてご審議いただいております。住民の皆さんにより広くその内容をご理解いただくため、「太子町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」の規定に基づき、平成27年4月1日現在の給与状況等をお知らせ致します。

町の職員数と給与状況について公表します

(1) 人件費の状況

(普通会計決算)

区分	歳出額A (千円)	人件費B (千円)	人件費率 (B/A)
26年度	4,631,477	887,930	19.2%
25年度	5,838,949	865,935	14.8%

注) 人件費には、特別職に支給される給料・報酬等を含みます。

(2) 職員給与の状況

(普通会計予算)

区分	給与費			
	給料 (千円)	職員手当 (千円)	期末・勤勉手当 (千円)	計(千円) B
27年度	433,371	105,399	172,123	710,893
26年度	426,071	92,979	162,437	681,487

注) 職員手当には退職手当は含みません。
給与費は当初予算に計上された額です。

(3) ラスパイレス指数の状況

(ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100として比較した指数です)
(各年4月1日現在)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
ラスパイレス指数	97.1	98.4	97.9	107.2(98.9)	105.6(97.5)	96.9
前年比	▲0.4	1.3	▲0.5	9.3(1.0)	▲1.6(▲1.4)	▲8.7

注) 平成24年度の()書は、国家公務員の給与カット前の給与水準に対する値です。

(4) 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況

(各年4月1日現在)

年度	区分	平均給料月額	平均年齢
27年度	一般行政職	332,842円	44.9歳
26年度	一般行政職	338,544円	44.3歳

注) 一般行政職とは、税務・水道・幼稚園等を除いた一般事務職です。

(5) 職員の初任給の状況 ~給与構造改革により初任給を削減~

区分	大学卒	高校卒
一般行政職	187,700円	157,700円



浅野町長

(10) 特別職・教育長の給料等の状況

区 分		給料月額等
給 料	町 長	672,400円 (820,000円)
	副 町 長	665,000円 (700,000円)
	教 育 長	627,000円 (660,000円)
期 末 手 当	(平成26年度支給割合)	
	町 長	6 月期 1.85月分
	副 町 長	12月期 2.25月分
	教 育 長	計 4.1月分

注) 給料月額等の()は、減額する前の金額です。
町長、副町長及び教育長の給料月額は、町長18%、副町長及び教育長は5%削減した額です。

★行財政改革等で取り組んできた抑制内容

- 町長、副町長及び教育長への期末手当(+0.05月)改定を見送り(平成19年12月～平成26年3月)
- 町長、副町長及び教育長への期末手当(+0.05月)改定を見送り(平成17年12月～平成26年3月)
- 町長の給料月額を18%削減(平成17年4月～)
- 副町長及び教育長の給料月額をそれぞれ5%削減(平成16年4月～)
- 町長の給料月額を10%削減(平成16年4月～平成17年3月)
- 町長、収入役及び教育長の退職手当をそれぞれ50%、20%及び20%削減(平成15年12月～平成16年11月)
- 町長、副町長、収入役及び教育長の給料月額をそれぞれ5%、4%、3%及び3%削減(平成15年1月～平成16年4月)
- 町長、副町長、収入役及び教育長の調整手当(10%)の廃止(平成11年4月～)

※平成19年4月より名称が助役から副町長になりました。

(11) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

区 分	職 員 数(人)		増減数(人)	主な増減理由	
	平成27年	平成26年			
一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	0	
	総 務	29	29	0	
	税 務	9	8	1	人員見直しによる増
	民 生	12	12	0	
	衛 生	9	9	0	
	農林水産	4	3	1	人員見直しによる増
	商 工	2	2	0	
	土 木	8	8	0	
	小 計	75	73	2	
	特 別 行 政 部 門	教 育	20	20	0
小 計	20	20	0		
公 営 企 業 審 計 部	水 道	4	4	0	
	下 水 道	3	3	0	
	そ の 他	12	12	0	
	小 計	19	19	0	
合 計	114	112	2		

※平成14年度以降、合計29人の人員削減となっています。

(12) 年齢別職員構成の状況

区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
	平成27年	0人	2人	6人	6人	6人	14人	20人	14人	21人	15人	8人	
平成26年	0人	1人	8人	4人	6人	13人	25人	12人	20人	14人	8人	1人	112人

※(7)(11)(12)の職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時・非常勤職員及び特別職・教育長を除いています。



管理職手当	室長	グループ長	参事	主幹
	50,000円	45,000円	40,000円	37,000円
支給対象職員平均支給月額(H27.4.1現在)				429百円
時間外勤務手当	平成26年度支給総額(普通会計)			21,882千円
	同支給対象職員平均支給月額			272百円

※特殊勤務手当の支給はありません。

期 末 ・ 勤 勉 手 当	太 子 町			国	
	(平成26年度支給割合)				
		期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
	6 月期	1.225月分	0.675月分	1.225月分	0.675月分
	12月期	1.375月分	0.825月分	1.375月分	0.825月分
	計	2.60月分	1.5月分	2.60月分	1.5月分
職制上の段階、職務の級等による加算措置 3級～7級(5～15%)			職務等の加算については一部異なる		
支給対象職員平均支給年額 (平成26年度)			期末手当	10,507百円	
			勤勉手当	6,075百円	

退 職 手 当	区 分	太 子 町		国
		自己都合	勤奨・定年	
	勤続20年	20.445月分	25.55625月分	同
	勤続25年	29.145月分	34.5825月分	
	勤続35年	41.325月分	49.59月分	
	最高限度額	49.59月分	49.59月分	
その他の加算措置	定年前早期退職特例(2～20%)			

★行財政改革や給与構造改革等で取り組んできた抑制内容

- 退職手当支給額の引下げ(平成25年3月～)
- 部長制の廃止(平成24年5月～)
- 住居手当の自宅(持家)にかかる手当(新築等5年に限り2,500円)を廃止(平成21年12月～)
- 住居手当を国並み支給に見直し(平成20年4月～)
- 給与構造改革により、調整手当(10%)を地域手当(3%)に見直し(平成18年4月～平成27年3月)
- 給与構造改革により給料昇給カーブのフラット化(給与月額平均4.8%(最大7.0%)の引下げ)(平成18年4月～)
- 住居手当のその他の者への支給を廃止(平成18年4月～)
- 一般職の給料月額を2%削減(平成17年4月～平成18年3月)
- 一般職の退職手当の加算制度を廃止(平成17年4月～)
- 管理職手当を定率支給(17%～10%)から定額支給(55,000円～33,000円)に見直し(平成16年7月～)
- 管理職手当を10%削減(平成11年4月～平成12年3月)

(9) 議会議員の報酬等の状況

区 分		給料月額等
報 酬	議 長	360,000円
	副 議 長	340,000円
	議 員	320,000円
期 末 手 当	(平成26年度支給割合)	
	議 長	6 月期 1.85月分
	副 議 長	12月期 2.25月分
	議 員	計 4.1月分

★行財政改革等で取り組んできた抑制内容

- 議員定数を1名削減(12人→11人)(平成24年10月～)
- 議員定数を2名削減(14人→12人)(平成20年10月～)
- 期末手当(+0.05月)改定を見送り(平成19年12月～平成26年3月)
- 期末手当(+0.05月)改定を見送り(平成17年12月～平成26年3月)
- 議員定数を2名削減(16人→14人)(平成16年10月～)
- 議会議員が各種審議会等へ出席した場合に支給される報酬を廃止(平成16年4月～)
- 常任委員会視察研修の廃止(平成16年4月～)
- 報酬月額を3%削減(平成15年1月～平成16年10月)

困ったときの
**年末年始の
 おたすけページ**

町役場の一般業務



年末は28日(月)までですが……

年末の役場・保健センター・福祉センターの一般業務は12月28日(月)まで、12月29日(火)から1月3日(日)まで休業させていただきます。ただし、業務によって利用して頂けるものもあります。

◎戸籍の届出

戸籍に関する届け出(出生届・婚姻届・死亡届など)は、休業期間中でも受け付けます。

◆問合せ 住民人権グループ
 ☎(98)5515

◎ごみ・し尿の収集

ごみシールに同封されている日程表のとおり収集を行います。臨時ごみの収集については、12月11日(金)までに、また、臨時し尿汲み取りについては、12月28日(月)までに、安全環境グループへお申込みください。

●12月最終ごみ収集日

もえるごみ 12月29日(火)
 粗大ごみ 12月23日(水)
 ビン・カン混合 12月28日(月)

金属類 12月16日(水)
 ペットボトル 12月24日(木)
 プラスチック製容器包装 12月17日(木)

※最終ごみの日以降に出されたごみは一切収集しませんので、ご確認をお願いします。

●1月年始のごみ収集日
 もえるごみ 1月5日(火)

粗大ごみ 1月13日(水)
 ビン・カン混合 1月11日(月)

金属類 1月6日(水)
 ペットボトル 1月28日(木)
 プラスチック製容器包装 1月7日(木)

●1月のし尿収集日

小型・一般 1月8日(金)
 2回取り 1月22日(金)
 ※12月30日(水)～1月4日(月)

のごみの収集は休ませて頂きますので、ご注意ください。

●年末年始の南河内環境事業組合のごみの搬入受付

年末 12月28日(月)
 年始 1月4日(月)

ごみ搬入受付時間は、午前9時30分から午後4時30分までです。

◆問合せ 安全環境グループ
 ☎(98)5525

◎水道の開閉栓

12月29日(火)から1月3日(日)までに引越しなどで水道の開閉栓がある場合は、12月28日(月)までに上下水道グループへご連絡ください。

◆問合せ 上下水道グループ
 ☎(98)5536

◎町立図書館

12月28日(月)から1月4日(月)まで休室、休館します。

◆問合せ 町立図書館
 ☎(98)5526

◎町立公民館

町立公民館
 ☎(98)5530

◎町立総合スポーツ公園

体育館、テニスコート、グラウンドとも、12月28日(月)から1月4日(月)まで休園します。

◆問合せ 町立総合体育館
 ☎(98)5344

◎町立竹内街道歴史資料館

12月26日(土)から1月7日(木)まで休館します。

◆問合せ 町立竹内街道歴史資料館
 ☎(98)3266

◎まちづくり観光交流センター

12月29日(火)から1月3日(日)まで休館します。

◆問合せ にごわいまちづくりグループ
 ☎(98)5521

◎いきいき交流広場

12月28日(月)から1月4日(月)まで休場します。

◆問合せ 高齢介護グループ
 ☎(98)5538

◎町立万葉ホール

12月29日(火)から1月3日(日)まで休館します。

◆問合せ 総務政策グループ
 ☎(98)0300



**年末年始
 ねこ・犬の引取業務**

年末の引取最終日 12月21日(月)
 年始の引取開始日 1月4日(月)

※引取申請の前に必ず藤井寺分室へ電話相談及び予約をしてください。

◆問合せ 大阪府動物管理指導所 藤井寺分室
 ☎072(937)1101

第5次太子町総合計画を策定しています

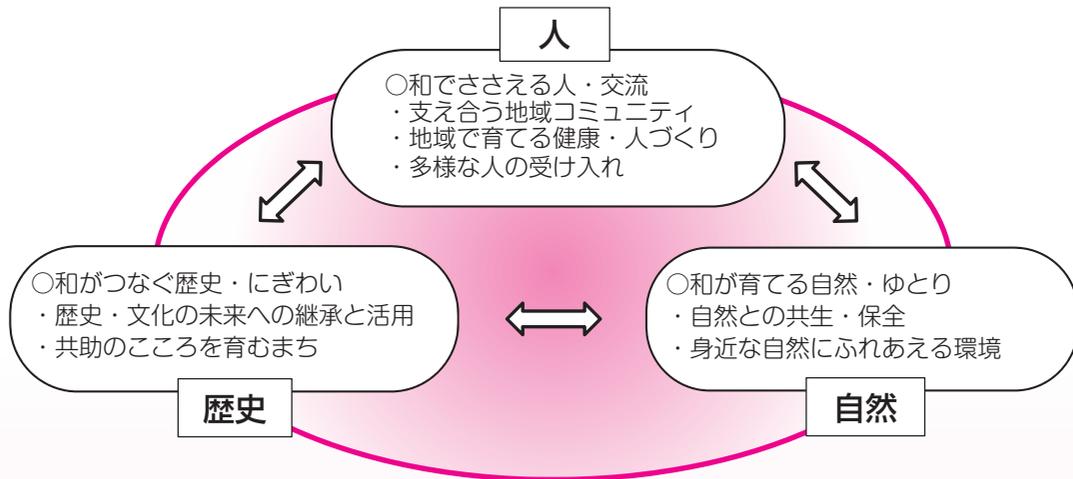
「基本構想」が議決されました

第5次太子町総合計画（平成28～37年度）の「基本構想」が9月議会で議決されました。

まちづくりの基本理念

これまでの町の歩み、また今後本町が対応すべき課題を踏まえ、太子町の将来の姿を次のとおり定め、今も息づいている聖徳太子の精神風土をまちづくりにも受け止め、「和」をまちづくりの基本理念に活かします。

キャッチフレーズ 人と自然と歴史が交流し 未来へつなぐ 和のまち “たいし”



基本目標

将来の基本理念を実現するために、5つのまちづくりの目標を策定し、計画的に取り組み、その実現に努めます。

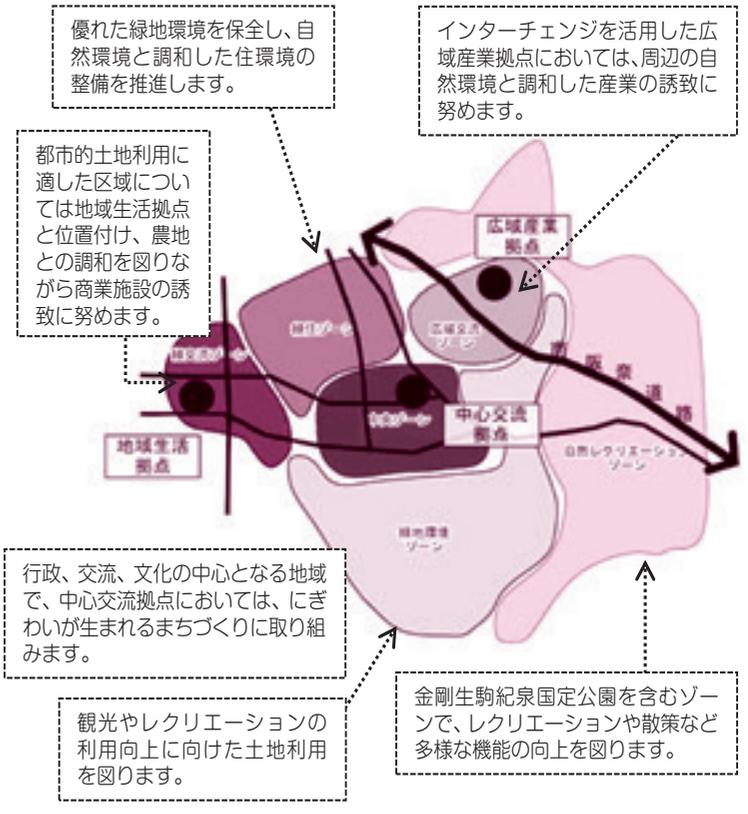
- (1) **こころ健やかで、元気に暮らせるまちづくり**
医療、福祉、健康の施策分野
- (2) **支え合い、安心して暮らせるまちづくり**
安心・安全、都市基盤、環境の施策分野
- (3) **活力と魅力にあふれる、個性豊かなまちづくり**
産業、雇用、観光の施策分野
- (4) **豊かな自然・歴史とともに育つ、誇りあるまちづくり**
人権、教育、文化の施策分野
- (5) **みんなで歩む協働のまちづくり**
協働、行政経営、情報化の施策分野

将来人口の設定

国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によれば、本町の人口は平成37年には12,919人となりますが、人口の減少傾向を踏まえつつ、今後安心して子どもを産み育てられる環境の整備や総合計画で策定された様々な事業を実施することにより人口減少を抑制し、平成37年における総人口を13,500人と設定します。

土地利用の方針

将来の土地利用を、6つに区分し、恵まれた自然環境と調和のとれた秩序あるまちづくりに努めます。



今後、この基本構想をもとに基本計画を策定していきます。基本計画は、基本構想で設定した基本目標や土地利用の方針などを踏まえて、政策や施策を体系的に示し、個別に作成される様々な計画の基本となるものです。

※詳しくは、太子町ホームページをご覧ください。

◆問合せ 総務政策グループ ☎98-0300

税金の納期内の納付に、ご協力をお願いします！

12月は税込確保重点月間です

町では、大阪府の定めた「税込確保重点月間」と協調し、滞納者に対して徹底した催告や財産の差押などを行い、納期内に納税された人との税の公平性を確保します。

皆さんに納付して頂く町税は、教育・福祉・生活環境・道路整備など、公共サービスの提供や安全で快適なまちづくりを進めるための貴重な財源となっています。

納税は国民の義務です。町税を滞納すると、納税の催告のために費用を要するため、皆さんに納付頂いた町税を有効に活用することができなくなります。税金の納期限内の納付にご協力をお願いします。

【税金を納める方法】

税金を納める方法は、町から送付される納付書で、定められた期限（納期限）までに、コンビニエンスストア・町税取扱い金融機関などで納めて頂くことになっています。

【町税取扱いコンビニエンスストア】

セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、サンクス、サークルK、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ヤマザキデイリーストア、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ミニストップ、ポプラ、生活彩家、くらしハウス、スリーエイト、スリーエフ、コミュニティ・ストア、セーブオン、MMK設置店

※ただし、次の要件にあればまる納付書はコンビニで納付できませんのでご注意ください。

- ・1枚で納期の納付額が30万円を超える納付書
- ・納期限が過ぎた納付書
- ・金額が訂正された納付書
- ・バーコード印刷がない納付書

【町税取扱い金融機関】

大阪南農業協同組合（JA大阪南）・りそな銀行・三菱東京UFJ銀行・三井住友銀行・近畿大阪銀行・池田泉州銀行・南都銀行・関西アーバン銀行・大阪シティ信用金庫・成協信用組合・近畿労働金庫・近畿2府4県の各ゆうちょ銀行・郵便局

◎口座振替ができる町税

町府民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税

また、次の税目については、口座振替の方法によって納税することもできます。各納期限に、指定された口座から税金を自動的に引き落としますので、期限毎に支払いに行く手間が省け、払い忘れを防ぎ安全で便利です。

【税金の滞納処分など】

○延滞金

定められた納期限までに納税しないことを滞納といいます。滞納になりますと、本来納めるべき税額のほかに、延滞金もあわせて納めて頂かなければなりません。延滞金は、滞納税額を計算の基礎として、納期限の翌日から起算して納付、または、納入される日までの期間に応じて計算します。

納期限を過ぎてから納付する場合、延滞金は納期限の翌日から1か月を経過する日までは2.8%、2か月目からは9.1%の割合で加算されます。

○財産の差押など

税金を納期限までに納付して頂けない場合、督促状を送付し納付のお願いをしています。それ以外にも、催告書を送付したり、税務グループ職員が電話や訪問などによる納付のお願いをしたりする場合があります。その後も納付して頂けない場合は、やむをえず徹底した財産調査を行い、財産の差押え（土地・家屋などの登記財産、給料、預貯金などその他）などを行うこととなります。

- 滞納処分は、自主的に納付頂けない場合に、法律に基づく手続きにより、税込の確保を図るものですので、このようなことがないように納期内納付にご協力ください。
- 何らかの事情があって納期限内に納税できない場合には、お早めに税務グループまでご相談ください。

◆問合せ 税務グループ ☎98-5517

固定資産税の第4期納期限は12月28日(月)です

固定資産税の第4期納期限は、12月28日(月)です。忘れずにお納めください。

納付書にコンビニエンスストア収納用のバーコードの印刷があるものは、全国のコンビニエンスストアで納めることができます。詳しくは、納付書をご覧ください。

また、口座振替をご利用のみなさまは、残高の確認をお願いします。

なお、納期限までに税金を納めて頂かないと、次のような督促手数料や延滞金がかかります。また、督促状を送付した日から起算して10日を経過した日までに税金を完納しない場合は、滞納処分を受けることとなります。 平成27年度 各納期限

(1) 督促手数料

督促状を送付した場合1通につき100円

(2) 延滞金

納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて年9.1%（ただし、納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年2.8%）の割合で計算した延滞金がかかります。

◆問合せ 税務グループ ☎98-5517

	第1期	第2期	第3期	第4期
町・府民税	6月30日	9月30日	11月30日	2月1日
固定資産税	6月1日	8月31日	11月2日	12月28日
軽自動車税	6月1日			

軽自動車税の税率が変わります

国による地方税制の改正により、平成28年度から原動機付自転車・二輪車軽自動車の税率が変わります。

また、三輪及び四輪以上の軽自動車のうち、新車で新規登録から13年を超える車両には、重課による新税率が適用されます。また、新車登録時の燃費性能などによるグリーン化特例（軽減）が、平成28年度のみ適用されます。

軽自動車税は、毎年4月1日の所有者に課税されています。使用していない車両がありましたら、お早めに下記の軽自動車などの申告場所で、廃車や名義変更の手続きを行ってください。

【原動機付自転車・二輪車・小型特殊自動車の税率】

①平成28年度からすべての原動機付自転車・二輪車・小型特殊自動車に新税率が適用されます。

区分	総排気量	定格出力	旧税率	新税率
原動機付自転車	50cc以下	0.6kw以下	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下	0.6kw超0.8kw以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	0.8kw超	1,600円	2,400円
	ミニカー		2,500円	3,700円
軽二輪（125cc超250cc以下）			2,400円	3,600円
二輪の小型自動車（250cc超）			4,000円	6,000円
小型特殊自動車（農耕用）			1,600円	2,400円
小型特殊自動車（その他）			4,700円	5,900円

【三輪及び四輪以上の軽自動車の税率】

②平成27年4月1日以降、新車で購入し、新規登録を受ける車両は下表の新税率が適用されます。

区分		旧税率	新税率	
軽自動車	四輪以上の乗用 (660cc以下)	自家用	7,200円	
		営業用	5,500円	
	四輪以上の貨物 (660cc以下)	自家用	4,000円	
		営業用	3,000円	
	三輪（660cc以下）		3,100円	3,900円

③平成28年4月1日以降の基準日（毎年4月1日）時点で、新車で新規登録から13年を超える車両（14年目以降の軽自動車税）には、重課による新税率が適用されます。

区分		旧税率	重課による新税率	
軽自動車	四輪以上の乗用 (660cc以下)	自家用	7,200円	
		営業用	5,500円	
	四輪以上の貨物 (660cc以下)	自家用	4,000円	
		営業用	3,000円	
	三輪（660cc以下）		3,100円	4,600円

※②、③に該当しない三輪及び四輪の軽自動車は、これまでどおり旧税率の適用となります。

・新車登録時の燃費性能等によるグリーン化特例（軽減） （軽課対象及び軽課割合）

区分	対象車	内容
四輪乗用	電気自動車等	概ね75%
	H32年度燃費基準+20%達成車	概ね50%
	H32年度燃費基準達成車	概ね25%
四輪貨物	電気自動車等	概ね75%
	H27年度燃費基準+35%達成車	概ね50%
	H27年度燃費基準+15%達成車	概ね25%

（軽課を適用した場合の税率）軽課税率については、車検証の適用欄に記載されています。

区分	標準税率 (H27.4.1~)	グリーン化特例（軽課税率） (平成28年度のみ)			
		75%軽減	50%軽減	25%軽減	
四輪乗用	自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円
	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
四輪貨物	自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円
	営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円
三輪	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	



《軽自動車などの申告場所》

- 原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車・農耕作業用自動車⇒税務グループ ☎98-5517
- 軽四輪貨物・乗用⇒軽自動車検査協会大阪主管事務所和泉支所（大阪府堺市西区山田2-190-3） ☎050-3816-1842
- 軽二輪・二輪の小型自動車⇒大阪運輸支局和泉自動車検査登録事務所（大阪府和泉市上代町官有地） ☎050-5540-2060

第55回文化祭・平成27年度菊花展

10月31日(土)、11月1日(日)に、町立公民館や町立万葉ホール、まちづくり観光交流センターや住民ホール(役場1階)で、文化祭を行いました。



丹精込めた力作の展示や日頃の練習の成果を発表し、たくさんの方が訪れ、楽しんでいました。

また、10月22日(木)~11月7日(土)まで、町立万葉ホール前で菊花展を行い、10月28日(水)には、町立公民館で表彰式を行いました。

第16回三町交流中学生太子サミット

11月8日(日)、聖徳太子ゆかりの本町と奈良県斑鳩町、兵庫県太子町の3町の中学生が集い友好を深める「中学生太子サミット」を、府立近つ飛鳥博物館で行いました。

3町の町立中学校5校から生徒が集まり、午前「各学校と地域の紹介」を行い、午後からは大阪府太子町の生徒による叡福寺の紹介を行いました。その後、「ふれあいTAISHI」を巡り、交流を深めました。



たいしくんが「なんかいマルシェ」に参加しました

10月31日(土)、なんばカーニバルモールで、「なんかい沿線 ええもん うまいもん カーニバル(なんかいマルシェ)」が行われ、たいしくんも参加しました。



たいしくんは、PRステージで、太子町の歴史や自然などまちの魅力を伝え、特技のフラフープも披露し、来場者の注目を集めていました。

会場内は南海沿線を中心とした「ええもんうまいもん」ブースが多く集まり、ステージでは、ご当地キャラPRや、タマネギスライスでギネス挑戦などが行われ、多くの家族連れで賑わっていました。

竹内街道歴史資料館歴史講座

11月12日(木)と19日(木)、町立竹内街道歴史資料館で、竹内街道歴史資料館歴史講座を行いました。

企画展の関連イベントとして八尾市立歴史民俗資料館館長の小谷利明氏と、羽曳野市教育委員会歴史文化推進室の井原 稔氏を講師としてお招きし、太子町の中世遺跡についての興味深いお話を聞くことができました。



ふれあいTAISHI2015・たいし聖徳市

11月8日(日)、太子・和みの広場で、ふれあいTAISHI 2015・たいし聖徳市を行いました。

当日、会場は大勢の家族連れや子どもたちで賑わい、模擬店やステージイベントでの演技、ミニ動物園での動物とのふれあいなどを楽しみました。



NEWS

わたしの初恋ドーナツコンテスト

10月25日(日)、府営石川河川公園で、太子町・羽曳野市・藤井寺市が製作協力した映画「あしたになれば。」の劇中に登場した「初恋ドーナツ」をテーマに、「わたしの初恋ドーナツコンテスト」を行いました。

13団体が参加された販売ブースでは、地元の食材を使ったアイデア豊かなドーナツが販売され、すぐにチケッ



避難経路に誘導灯を設置しました

10月24日(土)、避難協力施設の協定を締結している「ふくの音」に至る避難経路に、誘導灯を設置しました。

作業には東條・後屋・永田地区の町会役員や山田消防分団の皆さん、「ふくの音」の職員の皆さん、大阪府(危機管理室、富田林土木事務所)にご協力を頂きました。

本事業は、6月に山田地区で行った大阪府風水害夜間実動訓練/太子町を踏まえて、避難経路の暗さ対策の充実を図るため、大阪府から誘導灯を提供頂き「モデル事業」として行ったものです。

今後、有効性の検証を行うなど、府内における避難路対策に活かされます。



災害時の応急対策等への活動応援の協定を締結

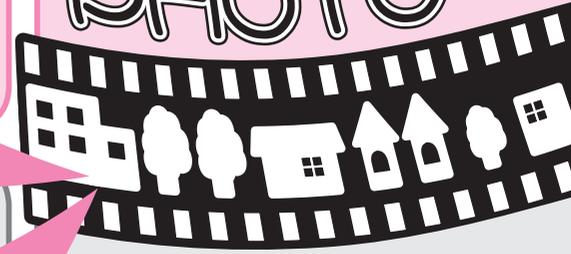


11月19日付けで、本町と太子町災害活動支援隊との間で、「災害時における応急対策等への活動支援に関する協定」を締結しました。

太子町災害活動支援隊は、町内に事業所がある建設業者によって組織された団体で、災害による被害が発生した際に、町の要請に応じて復旧活動にご協力頂くことになります。



PHOTO



障がい者ふれあいスポーツ大会

10月18日(日)、町立総合体育館で、第21回障がい者ふれあいスポーツ大会を行いました。

障がいのある人など、たくさんの方がパン食い競走、買い物競走、玉入れなど様々な競技に参加しました。

当日はそれぞれの競技にみんな一緒に出場し、楽しく1日を過ごしました。



秋の火災予防運動



11月9日(月)~15日(日)の『秋の火災予防運動』にともない、8日(日)に、太子町消防団と富田林市消防本部太子分署が消防車で町内を回り、火災予防を呼びかけました。

秋から冬にかけては空気が乾燥しやすく、暖房器具の使用などにより思わぬ火災が発生する恐れがあります。この時期は特に、火の取り扱いに気をつけましょう。

トが完売になるほどの大盛況でした。ドーナツを買ったお客さまの投票と、特別審査員の審査により、グランプリ、準グランプリ、特別賞が選ばれ、太子町から出場したチーム、「17(セブンティーンズ)」が特別賞を受賞しました。

また、羽曳野市の「はびきののタペ」が行われ、映画「あしたになれば。」の無料上映会や、夜の「軽トラ市」、様々な楽しいステージイベントがあり、多くの家族連れで賑わっていました。



みんなの ひろば

がんばった人に



はなまる

敬称略

- ◆第35回太子町表彰
 - ・自治功労の部
 - 筒井 一太
 - ・教育文化功労の部
 - 増田千鶴子
 - ・公安防犯功労の部
 - 大谷 祥人
- ◆大阪府青少年育成成功労者等表彰
 - 田代 祝子
- ◆大阪府青少年賞
 - 峯 直輝



◆南河内地区新人大会団体戦
第3位
太子中女子ソフトテニス部



◆南河内地区ブロック対抗大会
準優勝
太子中野球部



◆第14回毎日子どもピアノコンク
ール 奨励賞
岩越 涼



◆大阪府小学生ハレーボール
秋季大会阪南支部
女子Cブロック 優勝
太子キラリ

ひとのうごき

()内は前月比

人口	13,882人 (-3)	転入	45人
男	6,838人 (-1)	転出	47人
女	7,044人 (-2)	出生	4人
世帯数	5,412世帯(+3)	死亡	5人

まちの面積 14.17km²
(11月1日現在)

太子町菊花展

入賞者の皆さん(敬称略)

- 大菊の部
- 大阪府知事賞 上田 昭力
 - 太子町長賞 坂田 末昭
 - 国会議員賞 久門 男
 - 大阪府議会議員賞 関本 幸男
 - 太子町議会議員賞 関本 幸男
 - 太子町教育委員会教育長賞 榎 輝勝
 - 太子町社会福祉協議会長賞 大岩 利次
 - 富田林商工会太子町支部長賞 佐竹 未利
 - 太子町文化連盟会長賞 至田 七久
 - 太子町教育委員会委員賞 関本 絹代
 - 国会議員賞 山本 貞
 - 大阪府議会議員賞 森満 正廣
 - 太子町教育委員会委員長賞 加川 靖紘
 - J A 大阪南太子支店長賞 尾崎 勝康
 - 太子町菊花会長賞 西土川 淳勝
 - 国華園賞 川井 淳勝

こんぺいとう広場

こんぺいとう広場ではやわらぎ・松の木両保育園で園庭開放を行っています。
なお、育児相談は、毎週水曜日の保健センターの相談日をご利用ください。

【とき】

○やわらぎ保育園 12月9日(水)

○松の木保育園 12月15日(火)

開放時間：午前9時45分～11時

【対象】1歳～4歳未満のお子さんと保護者

【内容】各園へお問い合わせください。

- ※着替え、水筒(お茶)、タオルなどをお持ちください。
- ※おもちゃ、お菓子は持ってこないでください。
- ※予約不要。
- ※車での来園はご遠慮ください。

◆問合せ

やわらぎ保育園 ☎98-0063

松の木保育園 ☎98-2882

福祉グループ ☎98-5519



わいわい朝市



【とき】毎週土・日曜日と祝日

【ところ】道の駅 近つ飛鳥の里・太子

◆問合せ
近つ飛鳥の里・太子運営協議会
☎98-2786

公民館行事予定 12月

- ▼フラダンス教室
12月3日(木)・17日(木)
午前10時～11時30分
- ▼お茶の出来ない、うたごえ喫茶教室
12月5日(土)・19日(土)
午後1時30分～3時
- ▼手作りパン教室
12月9日(水)・16日(水)
午前10時～午後0時30分
- ▼3 寿学級健康体操教室
12月12日(土)・26日(土)
午後2時～4時

図書室行事予定 12月

- おはなしひろば
【と き】 12月19日(土)
午後1時30分～2時
- 【ところ】 町立図書室
- ※詳しくはお問い合わせください。
◆問合せ 図書室 ☎98-5526

川柳

走

敬称略

- 100才で走ったあっぱれ世界新
 - 講演で大事な所走り書
 - 新聞社ニュースと聞けば記者走る
 - 師走の夜ゆず湯にゆったりボカボカと
 - 走ってるつもりビデオは歩いてる
 - 雨降らし西へ西へと雲走る
 - 今はもう年末来ても走れない
 - 爆買いに走ったあとはゴミの山
 - 園児達母さん見つけ走り出す
 - 人生の残り走らず楽しもう
 - 目的地走れど着かぬ夢の中
 - よーいどん孫には勝てぬ歳となり
 - 競争馬期待外れの遅い足
 - ラグビーは走る演技に魅力あり
- | | | | | | | | | | | | | | |
|------|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|-------|-------|-------|-------|
| 桑原 優 | 三浦富美子 | 川村 勸 | 上田 恒子 | 山下 和男 | 林 ハツエ | 山本 博子 | 奥田 早苗 | 上田美佐子 | 初山 隆 | 笹部 次夫 | 小路 淳水 | 奥田 芳江 | 植田 清子 |
|------|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|-------|-------|-------|-------|
- 1月号の題は「笑」(締め切り12月5日)。2月号の題は「試」(締め切り1月5日)です。

俳句

敬称略

- 雨意しきり何はともあれ大根時く
 - 満月と共に歩みて足軽し
 - 新涼や高野の僧の下駄の音
 - 無花果の無住の庭に熟るるまま
 - 満月に即かず離れず雲遊ぶ
 - 自転車の籠にコスモス老夫行く
 - ゆるやかに雲流れ去る良夜かな
 - 芒の穂おいでおいでと揺れてをり
 - 過ぎし日を偲ぶ嵯峨野の竹の春
 - 枝豆のありて飲兵衛機嫌よし
 - 秋暑しジャケットひとつ手にもちて
 - 父母は如何に在はすかけふの月
- | | | | | | | | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|
| 小路喜与志 | 平木佳代子 | 麻野 明子 | 丸山 秀子 | 西村美智子 | 辻本佳代子 | 松井けい子 | 藤嶋 和久 | 明石 志郎 | 高田 正裕 | 余保 英代 | 南 魚水 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|

不要品交換

● ゆずります
・剣道防具・道着一式「無料」



◎ ゆずりたいもの、ゆずってほしいものがあれば、消費生活の会会員または事務局、にぎわいまちづくりグループ(☎98-5521)までご連絡ください。

ふれあい 掲示板

太子町聖徳館 少年・少女剣士募集

剣道は、身体面が鍛えられるだけでなく、相手を尊重し、礼儀を重んじる態度が育成されます。まずは、気軽にご見学ください。
【と き】 毎週水曜日 午後6時30分～8時30分
毎週土曜日 午後6時～8時30分
【ところ】 町立総合スポーツ公園総合体育館
【対象】 年長児、小学生、中学生
◆問合せ 花戸 ☎98-36920

2016年<新春>テニス交流会

太子町内のテニスクラブの親睦を図ります。テニス愛好家なら誰でも参加できます(ただし、マナーを守れる人)
【主催】 太子町テニス連盟
【と き】 平成28年1月3日(日) 午後1時～5時
※雨天時は中止です。
【ところ】 町立総合スポーツ公園テニスコート
【内容】 ゲーム形式の練習会 午後1時～
先着順などにより、4ゲーム先取の試合形式で練習
【参加費】 無料
◆問合せ 太子町テニス連盟 田中 ☎98-3071



平成28年大阪ろうあ者成人式

成人の日を迎えて、大阪府内に在住している1万5千人のろうあ者の中から、新たに成人になった人(平成7年4月2日～平成8年4月1日までに誕生した人)を対象に、先輩ろうあ者から社会人になったことへの激励と祝福を贈ることを目的に行います。
【と き】 平成28年1月10日(日) 午後1時～4時
【ところ】 大阪府谷町福祉センター(大阪市中央区谷町5-4-13)(地下鉄谷町線「谷町六丁目」下車⑥番出口徒歩5分)
【内容】 《第1部》式典
開会のことば、会長の挨拶、成人祝いの贈呈、励ましのことば、来賓祝辞、祝電披露、誓いのことば、閉会のことば
《第2部》 アトラクション、新成人を囲んでの懇談会など
【参加費】 新成人、新成人の親は無料
※定員・締切はありません。
【申込】 電話、または、ファックスでお申込みください。
※申込みには、住所・氏名・生年月日・ファックス番号が必要です。
◆申込・問合せ 社団法人 大阪聴力障害者協会事務局 西川 ☎06-6761-1394 FAX06-6768-3833

年末年始休日診療

年末・年始も診療します

年末年始に、もし病気になっても診療が受けられます。

【診療日】

12月29日(火)～1月3日(日)

【受付時間】

午前9時～11時30分

午後1時～3時30分

※年末年始は、歯科についても午後の診療を行います。

【診療科目・診療場所】

○内科・歯科

富田林市立休日診療所

(富田林病院敷地内 ☎28-1333)

○小児科

富田林病院 (☎29-1121)

【注意】

診療を受けられる人は、必ず健康保険証をお持ちください。

◆問合せ

健康増進グループ

☎98-5520



ミニ健康展 in ③ 聖徳市

12月のテーマ「めざせ骨太！カルシウムをしっかりとりよう！」

干し大根を使ったカルシウムいっぱいのにじみを味わって頂きます。

カルシウムを多く含む食べ物といえば、牛乳やチーズなどの乳製品をイメージしますが、野菜にもカルシウムを多く含む食材があります。

今回のミニ健康展では、太子町食生活改善推進員「若芽会」が考案した、カルシウムたっぷりメニューの試食とレシピの配布を行ないます。ぜひ食べに来てください。また、相談会も行っています。

- ・栄養士による栄養相談
- ・保健師による血压相談

【とき】12月20日(日)

午前9時～午後1時

◆問合せ

健康増進グループ

☎98-5520



受けましょう！がん検診

【場所】町立保健センター

※検診費用として、各項目ごとに500円が必要です。

10 乳がん検診

【視触診とマンモグラフィ検査】

実施日 12月11日(金)

午後12時30分受付分

対象者 40歳代の女性

〈昭和50年以前の偶数年生まれの人〉

募集人数 8人

※乳がん検診は2年に1度の受診となります。(昨年度検診を受けられなかった人は、お問合わせください)

◎検診は予約制です。電話でお申し込みください。

受け付けは、検診実施日の1週間前まで。ただし、定員になり次第締め切ります。

◎職場などで検診を受ける機会のある人は、対象となりません。

◆申込・問合せ

健康増進グループ

☎98-5520



あつまれ!!「たんぼぼ広場」に参加してみませんか ③

子育ての交流の場として、親子で遊びを楽しむ「たんぼぼ広場」を行っています。お気軽にお越しください。

【とき】①12月2日(水) 午前9時45分～正午 ②12月16日(水) 午前9時45分～11時15分

【ところ】町立幼稚園 (遊戯室・園庭)

【対象】2歳以上で、保育園、または、幼稚園に入園していないお子さんと保護者

【内容】①おもちゃつき ②小麦粉粘土遊び

※随時「子育て相談」も行っています。

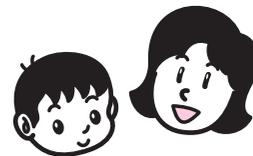
【参加費】①1組200円 ②無料

【持ち物】着替え、水筒、タオル、上靴など

※おもちゃ、お菓子は持ってこないでください。

【申込】予約不要(午前9時30分～45分にお越しください)

◆問合せ 町立幼稚園 ☎98-0321



町立総合体育館トレーニング講習会

町立総合体育館のトレーニング室は、講習会に参加した人でないと利用できません。

【とき】12月12日(土) 午後6時30分～9時(午後6時15分までに必ずお越しください)

【ところ】町立総合体育館 【受講料】200円 【定員】25人

【受講資格】平成27年3月31日現在15歳以上(高校生以上)の人。

【内容】講義…トレーニングの基礎理論/実技…ウォームアップ・クールダウンの実技

【受付】12月3日(木) 午前11時～午後5時15分。なお、受付開始時点で定員(25人)を超えた場合は抽選。定員に満たなかった場合は以後先着順で定員に達するまで受け付けます。12月4日以降の受付時間は午前9時～午後5時15分です。(12月12日(土)の受付は午後1時まで)。町立総合体育館の休館日は月曜日です。ただし、月曜日が祝日・振替休日の場合はその翌日が休館日です。

◆問合せ 町立総合体育館 ☎98-5344

12月1日は世界エイズデー

今年のテーマは「AIDS IS NOT OVER、だからここから」です。

富田林保健所では、無料・匿名でHIV・梅毒・クラミジア検査を受けることができます。

【とき】毎月第1・3水曜日

午後1時30分～2時30分受付

※予約は不要です。

【ところ】富田林保健所

◆問合せ 富田林保健所 ☎23-2681



● **母子保健** ★かならず母子健康手帳をお持ちください。
場所 保健センター（2階すこやかホール）

	種類	診療場所	診療日	受付時間
休日急病診療	内科・歯科	休日診療所 ☎28-1333	日曜日 祝日 年末年始	午前9時～11時30分 午後1時～3時30分 ※歯科については午前のみ。
		富田林市向陽台1-3-38		
	小児科	富田林病院 ☎29-1121 富田林市向陽台1-3-36		
急病診療紹介	富田林市消防署 ☎23-9919	消防署では、午後8時～翌朝8時まで、救急診療の当番病院を紹介し、場合によっては救急車での搬送を行います。 ※土曜・日曜・祝日・年末年始は午後4時～翌朝8時		
救急医療相談窓口	【24時間・365日】 ☎#7119 (携帯電話・固定電話(プッシュ回線)) ☎06-6582-7119 (固定電話(1P・ダイヤル回線など))	病院に行ったらいいの？救急車を呼んだ方がいいの？応急手当の仕方が分からない。など、救急医療相談を「医師」「看護師」「相談員」が24時間受け付けます。 《緊急時は迷わず119番へ》		
大阪府小児救急電話相談	【午後8時～翌朝8時】 ☎#8000 (携帯電話・固定電話(プッシュ回線)) ☎06-6765-3650 (固定電話(1P・ダイヤル回線など))	夜間の子どもの急病時、病院に行った方がよいかどうか判断に迷ったときは、お電話ください。 「こどもの救急」ホームページ (http://kodomom-q.jp/) でも、受診判断の目安となる情報を掲載していますので活用してください。		

種類	対象児	実施日	備考
4か月児健診	平成27年7月13日～平成27年8月10日生まれ	12月10日(木)	【受付時間】13:00～13:15 対象者の人には案内通知します。 5
2歳6か月児歯科健診	平成25年4月～5月生まれ	12月3日(木)	
3歳6か月児健診	平成24年4月～5月生まれ	12月8日(火)	
すこやかホール開放	就園前までのお子さんと保護者	12月9日(水)	みんなで遊べるようホールを開放しています。相談・身体計測をご希望の人は母子手帳を持参し、受付時間内にお越しください。 3
赤ちゃん会ばらす	1歳6か月までのお子さんと保護者	12月2日(水) 12月16日(水)	【受付時間】9:30～10:00 【実施時間】9:30～11:30 赤ちゃん会ばらすのイベントデーは16日。 【内容】離乳食講習会(予約不要) 

● **健康づくり**

種類	実施日	実施時間	内容
町内ウォーキング	12月7日(月)	9:30～11:30	町内の3km、または、6kmのウォーキングコースを歩きます。町立保健センター集合。雨天中止。ストックは貸出有。 ※水分補給のため、飲み物をご持参ください。 3
ストックウォーキング	12月15日(火)		

● **健康相談**

場所・問合せ 富田林保健所

種類	実施日	実施時間	備考
こころの健康相談	予約制	9:30～12:15 13:00～17:00	電話でお問い合わせください。
エイズに関する相談	月～金 (祝日を除く)	9:30～12:15 13:00～17:00	予約は不要。 電話相談も可能。
血液検査【エイズ・梅毒】 尿検査【クラミジア】	第1・3水曜日 (祝日を除く)	13:30～14:30	予約は不要で、匿名での検査も可能。 エイズ抗体検査は無料ですが、梅毒血清反応検査、クラミジア抗原検査は手数料が必要になる場合があります。
血液検査【肝炎ウイルス検査】	予約制 第3水曜日 (祝日を除く)	9:30～10:30	電話で予約必要。
血液検査【風しん抗体検査】	予約制 第1・3火曜日 (祝日を除く)	10:00～11:00	(対象) ・妊娠を希望する女性 ・妊娠を希望する女性の配偶者 ・妊娠している女性の配偶者 ※妊娠を希望する女性が未成年でかつ未婚の場合は保護者同伴のこと。
骨髄移植対策推進事業 骨髄バンクドナー登録	予約制 第1水曜日 (祝日を除く)	11:00～	※詳しくは電話でお問い合わせください。
飲用水・井戸水検査※	毎週月曜日 (月曜日が祝日の時は火曜日)	9:30～11:30	検査手数料が必要。 電話で予約をお願いします。 (予約先:藤井寺保健所 検査課 ☎072-952-6165)
腸内細菌検査 寄生虫卵検査	毎週月曜日 (月曜日が祝日の時は火曜日)	9:30～11:30	検査手数料が必要。
医療機関に関する相談	月～金 (祝日を除く)	9:30～12:15 13:00～17:30	例えば、「診療において十分な説明がなく不安」「〇〇科のある病院を教えてください」など医療機関に関する相談を受けています。

場所・問合せ 町立保健センター

種類	実施日	実施時間	内容
5 保健師・栄養士による健康相談	12月25日(金)	13:30～16:30 (予約制)	生活習慣病予防や疾病予防・介護予防に関する相談を、お受けします。お気軽にご相談ください。 (予約必要・当日でも可)

健康ワンポイントアドバイス

冬はお鍋の季節です！

野菜をたっぷり取れる食事といえば…お鍋が一番。大根や白菜、水菜など、旨味や甘味のある旬の野菜が美味しくたっぷり食べられます。ビタミンや食物繊維が豊富に含まれているので、風邪予防にもぴったり。

みんなで鍋を囲んで食べる食卓には、体も心も暖かくする効果がありますね。

野菜たっぷりお鍋で寒い冬を乗り切りましょう。

介護予防講座

手作業は、手先のリハビリにもなり、自分の手で作る楽しさもあります。今回は、12月にちなんで、モミの木と雪だるまの小さなクリスマス飾りを製作します。

細かい作業ではありませんので、どなたでもお気軽にご参加ください。

【と き】12月12日(土) 午前10時～11時30分

【ところ】介護老人保健施設すずの音
(春日979-59)

【内 容】作品作り(クリスマス飾り作成)

【参加費】無料

※車でのご送迎を希望される場合は、12月11日(金)までに「すずの音」までご連絡ください。

※希望者は、施設見学もできます。

◆問合せ

地域包括支援センター(高齢介護グループ)

☎98-5538

介護老人保健施設すずの音

☎98-6868

年末年始も24時間受付 相談無料

在宅介護支援センター ☎98-5300

在宅介護支援センター(特別養護老人ホーム「美野の里」内)をご存知ですか?

在宅介護支援センターとは、「高齢者とその家族のための身近な相談窓口」です。介護に関する相談・悩みを24時間受け付けています。



■こんなことをしています!

- ・在宅介護の相談に、電話や面接・訪問で応じます。
- ・介護・福祉・医療サービスの利用についての情報提供をします。
- ・各種保健・福祉サービスが受けられるように調整します。
- ・相談は無料です。
- ・24時間受け付けていますので、お気軽にご利用ください。

■こんな時にご利用ください!

- ・介護保険について教えて欲しい。
- ・介護の仕方がわからない。
- ・一人暮らしなので生活に不安がある。
- ・おじいちゃんが、家に閉じこもりがちで、外に出ようとしない。
- ・おばあちゃんが最近認知症ではないか?と感ずることがある。
- ・など

すぎな「寿喜菜の会」サポート会員募集中です!

高齢者が地域で安心して暮らせるよう、ちょっとした困りごとを援助して下さる人を募集しています。みなさまの技術と経験を、ぜひ、生かしませんか。できることを、できる範囲で参加することで、ご自身の生きがいづくりにもなります。

●支援内容:見守り・話し相手、庭の掃除・草抜き、庭木の簡単な剪定、近所への買い物、部屋の掃除、季節家電の出し入れ、ゴミ出しなど(平成26年度太子町地域支え合い体制づくり提案事業として行っています)



●資格要件:支援内容のどれか一つでも行うことができ、「お互い様」という助け合いの精神で、困っている高齢者の役に立ちたいという気持ちがある人

●年会費:500円(サポート会員として活動すると、有償ボランティアとして1時間600円支払われます)

※利用会員でも、サポート会員に登録できます。

●「いきいきクラブ」を行っています!お気軽にお越しください!

毎週木曜日、午後1時～3時、寿喜菜の会事務所(洋品の店「モミヤマ」)で行っています。お茶やコーヒーを飲みながら、絵手紙や色々な工作を行ったり、楽しくおしゃべりしてゆっくり過ごしませんか。会員でなくても参加できます。(太子町高齢者交流サロン推進事業として行っています)

※材料費・お茶代100円。

●受付時間:月曜日～金曜日 午前10時～午後4時 ※祝日は除く。

◆問合せ 寿喜菜の会 ☎98-4140 高齢介護グループ ☎98-5538

骨密度検査 ⑤

～骨粗しょう症予防のために～

普段は見えない自分の骨の状態を測定して、健康づくりを試みませんか?

【と き】12月11日(金) 午前11時～正午・午後1時～3時

【ところ】町立保健センター

【対象】40歳以上の女性

【内容】踵の超音波検査

【定員】40人(先着順)

※電話でご予約ください。定員になり次第締め切ります。

※40歳代の方は、乳がん検診とセットで受診できます(午後12時30分受付)。

◆申込・問合せ 健康増進グループ ☎98-5520

ノロウイルス食中毒にご用心!

冬季はノロウイルスによる食中毒が多く発生します。

手にノロウイルスがついたまま調理をしたり、カキなどの二枚貝を十分加熱せずに食べることで起こります。

食後1～2日でおう吐や下痢、腹痛などの症状があり、幼児や抵抗力の落ちている人は症状が重くなる場合があります。

●ノロウイルス食中毒を予防するためのポイント

①帰宅、トイレの後、調理、食事の前によく手を洗う。

②食材、特にカキなどの二枚貝は中心まで十分加熱する。

③調理器具や調理台は使用后、十分洗浄消毒する。

調理器具などを消毒する場合、煮沸消毒、または、塩素系漂白剤で消毒を行いましょ。



◆問合せ 富田林保健所衛生課 ☎23-2682 ノロウイルス



太子町高齢者情報局

平成27年12月号

太子町高齢者情報局は、「高齢者の暮らしに必要な情報や太子町からのお知らせ」を提供します。

皆さん、いかがお過ごしですか。

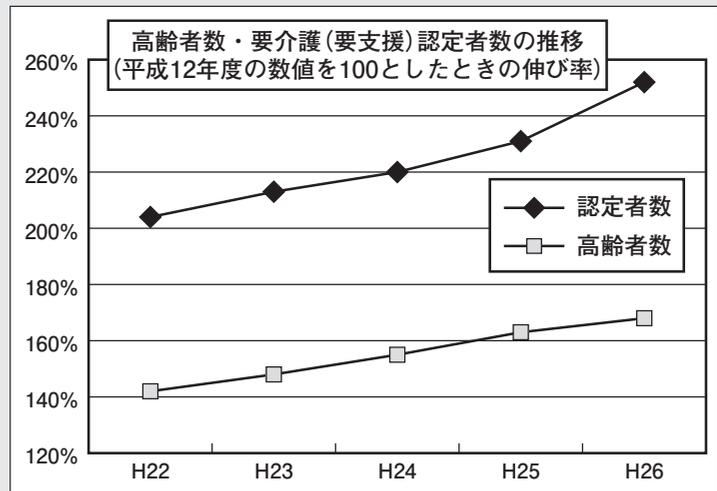
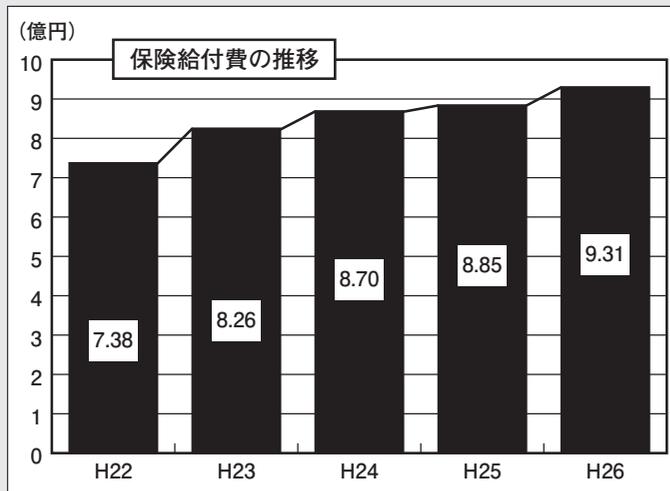
今回は、『平成26年度 介護保険の運営状況について』『介護予防講座』『年末年始も24時間受付 在宅介護支援センター』『寿喜菜の会』サポート会員募集中です！』をお届けします。

平成26年度 介護保険の運営状況について

「介護保険制度」は、いつまでも住み慣れた太子町で、健康で生き活きと、その人らしく、自立した生活が送れるよう、介護を社会全体の協力で支え合う制度となっています。

介護保険制度では、介護サービスを利用される場合には、費用の1割または2割を負担して頂きます。残り9割、または、8割は保険給付費として、みなさまに納めて頂いた介護保険料と公費（国・府・町）で運営しています。

ここでは、平成26年度の介護保険の運営状況についてお知らせします。



平成26年度の太子町の保険給付費は、介護報酬改定の影響や施設利用者の増加などにより約9億3,100万円となっており、増加傾向は続いています。

また、サービスの利用状況では、特に『訪問介護』『通所介護』『短期入所生活介護』の利用が多くなっています。

平成27年3月末現在、太子町の高齢者数（65歳以上の人口：第1号被保険者）は3,502人に上り、前年度に比べると100人（3.0%）増加、高齢化率も25.1%となり、高齢化が進んでいます。

なお、高齢者数の伸び率に対して、要介護認定者数の伸び率は上回っています。

地域支援事業とは…

町では、地域包括支援センター（高齢介護グループ内）を中心に、高齢になっても元気で安心して暮らせるよう、状態を改善し、悪化を防ぐ介護予防サービスの提供に力を入れています。

元氣ぐんぐんトレーニングなどの介護予防プログラムの普及や、安心太子見守りネットワーク（セーフティーネット体制）の整備を図るなど、支援体制の充実に取り組むだけでなく、介護保険サービスの対象にならない人にも地域支援事業を行っています。

なお、地域支援事業は、みなさまに納めて頂いた介護保険料などが役立てられています。

介護予防グループ活動支援

町内の集会所などで介護予防活動を行う、自主グループへの助言や専門職スタッフの派遣【平成26年度実績：21グループ】

いきいきトレーニング

運動機能向上や閉じこもり予防を目的に集団で体操やレクリエーションなどを町立保健センターで実施（5月・11月から5か月間実施（毎週火曜日午前））

お達者トレーニング

運動を中心に栄養・口腔プログラムを福祉センターで実施（5月・10月から計14回実施（毎週木曜日午後））



地域包括支援センター・高齢者の生活支援に関する事業（介護相談員の派遣、介護用品の支給など）など

◆問合せ 高齢介護グループ ☎98-5538

気づく

人権コーナー「気づく」では、人権に関する様々な問題や啓発推進情報をお知らせします。

小さなことでもまず気づくことが、お互いを尊重し、一人ひとりが豊かに生きることができる社会につながる。「気づく」には、そんな願いが込められています。

人権週間

12月4日～10日は人権週間です。

「世界人権宣言」は、基本的人権及び自由を遵守し確保するため、世界のすべての人々と、すべての国々が達成すべき共通の目標として、昭和23年12月10日の第3回国連総会において採択され、このことを記念して12月10日を「人権デー」、また、毎年12月4日～12月10日を入権週間と定め、世界人権宣言の意義を訴えとともに、人権思想の普及高揚のための啓発活動を全国的に行っています。

町では、人権週間の期間中、太子町人権啓発推進大会のほか、下記の催しを行います。

○啓発DVD上映及び冊子の展示

- ・DVD
「調べられた土地 避けられた地域」
- ・冊子
「あなたとわたしの幸せを築く世界人権宣言」

【と き】12月1日(火)～12月10日(木)
午前9時～午後5時30分

※土、日曜日を除く。

【と ころ】庁舎1階 町民ホール

◆問合せ 住民人権グループ
☎98-5515

太子町人権擁護委員が 法務大臣表彰を受賞されました

10月19日(月)、法務大臣会議室(東京都千代田区)で行われた法務大臣表彰式で、太子町人権擁護委員の筒井 一太氏が、法務大臣表彰を受賞されました。同氏は、平成12年人権擁護委員に委嘱され、人権相談や人権啓発活動に広く積極的に従事するなど、地域における人権擁護活動に永年努められました。

○人権擁護委員による特設人権相談

【と き】12月7日(月) 午後1時～4時

【と ころ】役場3階 第2会議室

- 【人権擁護委員】筒井 一太(春日)
井上 芳子(春日)
佃井 恵一(山田)
廣田美知子(太子)
明石 志郎(聖和台)

◆問合せ 住民人権グループ
☎98-5515



拉致問題啓発映画 「めぐみ」上映会

一日も早い拉致被害者の帰国をめざして、拉致問題啓発映画「めぐみ」の上映会を、国・府・府内全市町村合同で行います。

【と き】12月13日(日)

午後1時30分～3時55分
(午後1時開場)

【と ころ】ピースおおさか
(大阪市中央区大坂城2番1号)

【内 容】

- ・政府の取組について(政府拉致問題対策本部)
- ・ドキュメンタリー映画
「めぐみ 引き裂かれた家族の30年」
- ・アニメ映画「めぐみ」

【参加費】無料

※当日先着順。

【主 催】

政府拉致問題対策本部、大阪府、太子町はじめ府内全市町村

◆問合せ

大阪府府民文化部人権局
☎06-6210-9280



人権コラム「よき日へ」

「男女混合名簿」を考える

大阪教育大学 島 善信

「悠真」と書いて「ゆづま」は、社会などにおいて、男女が社会的に同等な構成員として、お互いに尊重し協力し合って能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」をめざすという方向が示されたのである。

最近の京都大学の研究により、まず、我が子の名前の付け方について、どの漢字を組み合わせて表記するかよりもその読み方を様々な工夫して、そのなかに個性を出そうとする傾向が増えてきたとのことである。なお、名前に使用頻度の高い漢字である、人としてのスケール感をイメージさせる「悠」や、人と人との結びつきを連想させる「結」には、他者との絆を大切に大きく育ててほしいとの親の願いが込められているようである。

さてその名前について。どの学校でも、在籍する児童生徒をまとめた学級名簿を作成しています。以前の名簿は男女別で作成していましたが、現在では、男女を一緒にして名簿を作成している学校がほとんどです。4月の入学式では、新入生を学級ごとに男女を区別しない一覧表にして、玄関などに張り出す学校が多く見受けられます。

学校の対応が変化してきた背景には、1999(平成11)年に、男女共同参画社会基本法が施行された経緯があります。この法律により、今後は、家庭や職場、地域

「悠真」と書いて「ゆづま」は、社会などにおいて、男女が社会的に同等な構成員として、お互いに尊重し協力し合って能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」をめざすという方向が示されたのである。

最近の京都大学の研究により、まず、我が子の名前の付け方について、どの漢字を組み合わせて表記するかよりもその読み方を様々な工夫して、そのなかに個性を出そうとする傾向が増えてきたとのことである。なお、名前に使用頻度の高い漢字である、人としてのスケール感をイメージさせる「悠」や、人と人との結びつきを連想させる「結」には、他者との絆を大切に大きく育ててほしいとの親の願いが込められているようである。

さてその名前について。どの学校でも、在籍する児童生徒をまとめた学級名簿を作成しています。以前の名簿は男女別で作成していましたが、現在では、男女を一緒にして名簿を作成している学校がほとんどです。4月の入学式では、新入生を学級ごとに男女を区別しない一覧表にして、玄関などに張り出す学校が多く見受けられます。

学校の対応が変化してきた背景には、1999(平成11)年に、男女共同参画社会基本法が施行された経緯があります。この法律により、今後は、家庭や職場、地域

「悠真」と書いて「ゆづま」は、社会などにおいて、男女が社会的に同等な構成員として、お互いに尊重し協力し合って能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」をめざすという方向が示されたのである。

最近の京都大学の研究により、まず、我が子の名前の付け方について、どの漢字を組み合わせて表記するかよりもその読み方を様々な工夫して、そのなかに個性を出そうとする傾向が増えてきたとのことである。なお、名前に使用頻度の高い漢字である、人としてのスケール感をイメージさせる「悠」や、人と人との結びつきを連想させる「結」には、他者との絆を大切に大きく育ててほしいとの親の願いが込められているようである。

さてその名前について。どの学校でも、在籍する児童生徒をまとめた学級名簿を作成しています。以前の名簿は男女別で作成していましたが、現在では、男女を一緒にして名簿を作成している学校がほとんどです。4月の入学式では、新入生を学級ごとに男女を区別しない一覧表にして、玄関などに張り出す学校が多く見受けられます。

学校の対応が変化してきた背景には、1999(平成11)年に、男女共同参画社会基本法が施行された経緯があります。この法律により、今後は、家庭や職場、地域

「悠真」と書いて「ゆづま」は、社会などにおいて、男女が社会的に同等な構成員として、お互いに尊重し協力し合って能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」をめざすという方向が示されたのである。

最近の京都大学の研究により、まず、我が子の名前の付け方について、どの漢字を組み合わせて表記するかよりもその読み方を様々な工夫して、そのなかに個性を出そうとする傾向が増えてきたとのことである。なお、名前に使用頻度の高い漢字である、人としてのスケール感をイメージさせる「悠」や、人と人との結びつきを連想させる「結」には、他者との絆を大切に大きく育ててほしいとの親の願いが込められているようである。

さてその名前について。どの学校でも、在籍する児童生徒をまとめた学級名簿を作成しています。以前の名簿は男女別で作成していましたが、現在では、男女を一緒にして名簿を作成している学校がほとんどです。4月の入学式では、新入生を学級ごとに男女を区別しない一覧表にして、玄関などに張り出す学校が多く見受けられます。

学校の対応が変化してきた背景には、1999(平成11)年に、男女共同参画社会基本法が施行された経緯があります。この法律により、今後は、家庭や職場、地域

社会などにおいて、男女が社会的に同等な構成員として、お互いに尊重し協力し合って能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」をめざすという方向が示されたのである。

最近の京都大学の研究により、まず、我が子の名前の付け方について、どの漢字を組み合わせて表記するかよりもその読み方を様々な工夫して、そのなかに個性を出そうとする傾向が増えてきたとのことである。なお、名前に使用頻度の高い漢字である、人としてのスケール感をイメージさせる「悠」や、人と人との結びつきを連想させる「結」には、他者との絆を大切に大きく育ててほしいとの親の願いが込められているようである。

さてその名前について。どの学校でも、在籍する児童生徒をまとめた学級名簿を作成しています。以前の名簿は男女別で作成していましたが、現在では、男女を一緒にして名簿を作成している学校がほとんどです。4月の入学式では、新入生を学級ごとに男女を区別しない一覧表にして、玄関などに張り出す学校が多く見受けられます。

学校の対応が変化してきた背景には、1999(平成11)年に、男女共同参画社会基本法が施行された経緯があります。この法律により、今後は、家庭や職場、地域

社会などにおいて、男女が社会的に同等な構成員として、お互いに尊重し協力し合って能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」をめざすという方向が示されたのである。

最近の京都大学の研究により、まず、我が子の名前の付け方について、どの漢字を組み合わせて表記するかよりもその読み方を様々な工夫して、そのなかに個性を出そうとする傾向が増えてきたとのことである。なお、名前に使用頻度の高い漢字である、人としてのスケール感をイメージさせる「悠」や、人と人との結びつきを連想させる「結」には、他者との絆を大切に大きく育ててほしいとの親の願いが込められているようである。

さてその名前について。どの学校でも、在籍する児童生徒をまとめた学級名簿を作成しています。以前の名簿は男女別で作成していましたが、現在では、男女を一緒にして名簿を作成している学校がほとんどです。4月の入学式では、新入生を学級ごとに男女を区別しない一覧表にして、玄関などに張り出す学校が多く見受けられます。

学校の対応が変化してきた背景には、1999(平成11)年に、男女共同参画社会基本法が施行された経緯があります。この法律により、今後は、家庭や職場、地域

社会などにおいて、男女が社会的に同等な構成員として、お互いに尊重し協力し合って能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」をめざすという方向が示されたのである。

最近の京都大学の研究により、まず、我が子の名前の付け方について、どの漢字を組み合わせて表記するかよりもその読み方を様々な工夫して、そのなかに個性を出そうとする傾向が増えてきたとのことである。なお、名前に使用頻度の高い漢字である、人としてのスケール感をイメージさせる「悠」や、人と人との結びつきを連想させる「結」には、他者との絆を大切に大きく育ててほしいとの親の願いが込められているようである。

さてその名前について。どの学校でも、在籍する児童生徒をまとめた学級名簿を作成しています。以前の名簿は男女別で作成していましたが、現在では、男女を一緒にして名簿を作成している学校がほとんどです。4月の入学式では、新入生を学級ごとに男女を区別しない一覧表にして、玄関などに張り出す学校が多く見受けられます。

学校の対応が変化してきた背景には、1999(平成11)年に、男女共同参画社会基本法が施行された経緯があります。この法律により、今後は、家庭や職場、地域

社会などにおいて、男女が社会的に同等な構成員として、お互いに尊重し協力し合って能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」をめざすという方向が示されたのである。

最近の京都大学の研究により、まず、我が子の名前の付け方について、どの漢字を組み合わせて表記するかよりもその読み方を様々な工夫して、そのなかに個性を出そうとする傾向が増えてきたとのことである。なお、名前に使用頻度の高い漢字である、人としてのスケール感をイメージさせる「悠」や、人と人との結びつきを連想させる「結」には、他者との絆を大切に大きく育ててほしいとの親の願いが込められているようである。

さてその名前について。どの学校でも、在籍する児童生徒をまとめた学級名簿を作成しています。以前の名簿は男女別で作成していましたが、現在では、男女を一緒にして名簿を作成している学校がほとんどです。4月の入学式では、新入生を学級ごとに男女を区別しない一覧表にして、玄関などに張り出す学校が多く見受けられます。

学校の対応が変化してきた背景には、1999(平成11)年に、男女共同参画社会基本法が施行された経緯があります。この法律により、今後は、家庭や職場、地域



福祉

ひとり親家庭などの出張相談窓口

ひとり親家庭の皆さんに対して、就業や生活、子育てなどについての相談や情報提供などの支援を行うため、専任職員による出張相談窓口を開設します。

また、富田林子ども家庭センターでは随時、母子自立支援員が面接、または、電話で相談に応じています。

【と き】 12月7日(月) 午後2時～4時

【ところ】 役場1階 相談室

◆問合せ 福祉グループ ☎98-5519

障がい者の出張相談窓口

相談支援事業所の専任職員による出張相談窓口を開設します。

相談希望の人は、12月11日(金)までにご予約ください。また、障がいのある人やその家族が地域で安心して生活できるよう、相談支援事業所で随時、専任職員が相談に応じています。

【と き】 12月17日(木) 午後1時～3時

【ところ】 役場1階 相談室

◆問合せ 福祉グループ ☎98-5519

催し

クリーンキャンペーン

12月6日(日) 午前8時～11時 小雨決行

きれいなまちに住みたいのは私たち共通の願いです。そのための第一歩として、自分の家を掃除するように、私たちの住んでいる『まち』を自らの手で大掃除し

ましょう。

当日は収集車が町内を巡回します。

なお、清掃後のごみは、各地区に設けられた集積所に集めてください。

また、次のことに気をつけてください。

- 道路側溝などの水が溜まる場所の清掃にもご協力ください。
- 清掃作業には、事故のないようお互いに注意しあいましょう。

“注意！これだけは守ってください”

- 家庭から出る可燃ごみ・粗大ごみ・剪定した枝や草は、絶対に出さないでください。

◆問合せ 安全環境グループ ☎98-5525

太子町成人式

【と き】 平成28年1月11日(月・祝日)
(受付) 午前9時30分～
(開式) 午前10時～

【ところ】 町立万葉ホール

【対象者】 平成7年4月2日～平成8年4月1日に生まれた人
※該当者には11月中旬にハガキで通知していますが、通知が届いていなかったり、内容に誤りがあった場合は、ご連絡ください。

◆問合せ 生涯学習グループ ☎98-5534

お知らせ

「たいしくんプレミアム商品券」有効期限

たいしくんプレミアム商品券をご購入頂いた皆さんにお知らせです。商品券の有効期限は12月31日(木)です。有効期限を過ぎると、商品券が利用で

きなくなりますので、お早目のご利用をお願いします。

また、払い戻しはありませんので、町内加盟店で利用期限までに必ずご使用ください。

なお、商品券をご購入された人について、後日アンケートを送付させていただきますので、回答のご協力をお願いします。

◆問合せ にぎわいまちづくりグループ ☎98-5521

ゆるキャラ®グランプリ2015 投票のお礼

ゆるキャラ®グランプリ2015の投票が、11月16日で終了しました。

8月17日から約3か月間、投票して頂き、ありがとうございました。

これからもたいしくんは、色々なことにチャレンジし、太子町の魅力を伝えるため頑張りますので、あたたかい応援をよろしくお願いします。

結果については、「ゆるキャラ®グランプリ2015」ホームページで発表されています。

◆問合せ 太子町観光・まちづくり協会 ☎21-1600

総合計画審議会傍聴

【会議名】 第6回太子町総合計画審議会
【と き】 12月25日(金) 午後2時から
【ところ】 役場庁舎4階 全員協議会室
【傍聴定員】 8人

【傍聴手続】
• 開催予定時刻までに、受付で住所及び氏名をご明記ください。
• 受付は先着順で行います。

◆問合せ 総務政策グループ ☎98-0300

12月の「し尿」収集日	収集日	種類	12月の「ゴミ」収集日	種類	収集日
	4日(金)	小型		もえるゴミ	1日・4日・8日・11日・15日・18日・22日 25日・29日(毎週火・金曜日)
	4日(金)	一般		粗大ゴミ	9日・23日(第2・第4水曜日)
	21日(月)	2回取り		ビン・カン混合	14日・28日(第2・第4月曜日)
				金属類	2日・16日(第1・第3水曜日)
				ペットボトル	24日(第4木曜日)
				プラスチック製容器包装	3日・17日(第1・第3木曜日)

※粗大ごみで袋に入れて出される場合も、半透明のごみ袋を使用してください。くれぐれも黒色のごみ袋は使用しないでください。

※ごみは、必ず収集日の当日、午前7時までに出してください。※生ごみは、しっかり水分を切ってから出してください。

防災・防犯

防災行政無線の戸別受信機取替工事

各ご家庭に設置している戸別受信機の取替を行います。現在、取付を希望されていないご家庭も含め、太子町に住民登録されている全ての世帯を訪問させて頂く予定です。各地区別の訪問予定は下記のとおりとなっていますので、よろしくお願ひします。なお、ご不在の場合などには、取付業者から連絡票などをポストに投函させて頂き、後日、連絡の上、再訪問させて頂くことになります。取付場所や方法などは、訪問時にご相談ください。皆さんのご協力をよろしくお願ひします。

地区名	訪問予定日
春日地区	12月7日～2月21日
山田地区	12月7日～2月7日
葉室地区	1月25日～2月14日
畑地区	2月8日～2月21日
聖和台地区	2月8日～3月6日
太子地区	2月1日～3月6日

※12月26日(土)～1月4日(月)は作業を行いません。

※古い戸別受信機は新型設置の際、回収させて頂きます。

◆問合せ 安全環境グループ ☎98-5525

みんなで力をあわせて安全・安心まちづくり 12月は歳末特別警戒実施中

毎年、年末年始は現金を狙った犯罪や飲酒の絡んだ暴力事件などが多く発生します。中でも空き巣などの侵入盗やひったくりによる被害が増えています。

歳末特別警戒期間中、警察や防犯委員、

町会・自治会などによる街頭活動や夜警が行われます。

皆さんも、次のことに注意して、犯罪の発生を防止しましょう。

○侵入盗などの防止

- 1つのドアに錠は2つ以上取り付ける。
- 短時間の外出でも、必ず戸締りをする。
- ご近所と一声かけあい、地域で協力して被害を防ぐ。

○ひったくりの被害防止

- バッグは車の通る反対側で持つ。
- 自転車の前かごには、ひったくり防止カバーなどを利用する。

○自転車・単車盗の防止

- 自転車・単車から離れるときは、短時間でも必ずカギをかける。
- ワイヤ錠などの補助錠もかける。
- 自転車は自転車防犯登録をし、必ず記名する。

○自動車盗・車上狙いの被害防止

- 駐車する時は、エンジンキーを抜き、ドアロックをする。
- 車内に現金や貴重品などを置かないようにする。
- 路上駐車はやめる。

■歳末街頭キャンペーン

12月5日(土)、午前10時からエコールロゼのアトリウム広場で、歳末防犯キャンペーンを行います。

◆問合せ 富田林警察署 ☎25-1234
安全環境グループ ☎98-5525

交通安全

これから年末にかけて交通死亡事故が増加する時期です

1. 夜間お出かけする皆さんへ

夜間に車を運転する時は、スピードを控えめに。歩行者は明るい色の服装や反射材の活用を心がけましょう。

2. 高齢者の皆さんへ

信号無視、道路の斜め横断、止まっている車の間からの横断は大変危険です。

信号を守り、少し遠回りでも横断歩道や歩道橋を利用するようにしましょう。

3. 自転車を利用される皆さんへ

信号無視や一時不停止、夜の無灯火運転は大変危険です。信号を守り、交差点では一旦止まって左右の安全確認をしましょう。

4. ドライバーの皆さんへ

シートベルト非着者の多くが、事故の衝撃で車外に放り出されたり、ハンドルに体をぶつけています。運転席、助手席はもちろん、後部座席でもシートベルトを正しく着用しましょう。

5. お子さんを乗せて出かけるドライバーの皆さんへ

膝の上の抱っこでは、事故の衝撃に耐えられません。チャイルドシートはお子さんの年齢や体格にあったものを正しく使いましょう。

◆問合せ 富田林警察署 ☎25-1234
安全環境グループ ☎98-5525

上下水道

公共下水道への接続をお願いします

下水道管が整備された区域の建物の所有者は、排水設備を設置し、公共下水道に接続することが義務付けられています。

未接続の世帯などは、下水道整備の趣旨をご理解頂き、速やかに接続してください。

公共下水道の接続工事は、必ず、町の指定を受けた指定工事店に依頼してください。

◆問合せ
上下水道グループ ☎98-5522

12月の相談	種類	日程	時間	場所	問い合わせ先
	行政(国の行政に関すること)	10日(木)	13:00～15:00	役場3階第2会議室	総務政策グループ ☎98-0300
	消費者※1	平日の(月)～(金)	9:00～16:00	富田林市役所	富田林市消費者相談室 ☎25-1000(内線186)
	教育(いじめ110番・進路)	平日の(月)～(金)	9:00～17:00	教育委員会	学務指導グループ ☎98-5532
	人権※2			住民人権グループ	住民人権グループ ☎98-5515
	就労			にぎわいまちづくりグループ	にぎわいまちづくりグループ ☎98-5521
心配ごと	10日(木)・25日(金)	13:30～15:00	役場1階第2相談室	社会福祉協議会 ☎98-1311	

※1 消費者相談は正午～午後1時までの間、対応できません。 ※2 人権相談は、河南町・千早赤阪村役場での相談も可能です。

税

税理士による無料税務相談センター開設

近畿税理士会富田林支部による無料税務相談が行われます。

一般納税者で税理士などの関与がない人が対象になります。

【と き】 12月24日(木) 午後1時～4時

【と ころ】 役場3階 第2会議室

【内 容】 口頭による所得税・相続税や経理などに関する事項

※相談時間は1人30分程度。

【申 込】 電話申込による先着順
月～金曜日

午前9時～午後4時

※祝日を除く。

※予約状況により当日申込も可。

◆**申込・問合せ**

近畿税理士会富田林支部事務局

☎25-6250

町民税・府民税の均等割税額が変わります

大阪府の9月定例議会で、「大阪府森林の有する公益的機能を維持増進するための環境の整備に係る個人の府民税の税率の特例に関する条例」が可決されました。そのため、平成28年度～平成31年度までの4年間、森林の有する公益的機能を維持増進するための、環境の整備に係

る施策に必要な財源（森林環境税）を確保するため、府民税均等割額に300円が加算されます。

なお、森林環境税についての詳しいことは、お問い合わせください。

均等割額	平成27年度	平成28年度～
町民税	3,500円	3,500円
府民税	1,500円	1,800円
合 計	5,000円	5,300円

◆**問合せ**

府民お問合せセンター「びびっとライン」

☎06-6910-8001 FAX06-6910-8005

税務グループ ☎98-5517

平成27年度の財政状況(上半期)

平成27年9月末現在の財政状況をお知らせします。

(単位：千円)

名 称		予 算 現 額	収 入 済 額	支 出 済 額
一 般 会 計		5,019,275	2,484,914	1,929,925
特 別 会 計	国民健康保険	1,864,420	681,532	844,054
	介護保険	1,155,799	474,295	438,917
	後期高齢者医療	170,124	59,823	51,040
	下水道事業	346,574	165,021	163,365
	山田財産区	4,578	4,020	104
	春日財産区	935	559	72
地方債残現在高		7,752,655		
一 般 会 計		4,946,440	学校や道路などを整備するための借入金	
下 水 道 事 業		2,806,215	公共下水道を建設するための借入金	
基金現在高		3,085,045		
財 政 調 整 基 金		1,505,336	年度間の財源の調整を図り、財政の健全な運営に資するための資金	
そ の 他 の 基 金		1,579,709	施設の整備など特定の目的を達成するための資金	

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計が総額と一致しない場合があります。

◆**問合せ 財政グループ ☎98-5518**

広告

平成28年度学生服ご注文のお願い

たいしくんプレミアム商品券をご利用ください
(平成27年12月31日まで)

- ★やわらぎ幼稚園・保育園
制服 (夏・冬)・作業服 (夏・冬)・制帽・体操服 (長袖・半袖)
- ★町立山田小学校
制服 (上着 半ズボン スカート)・体操服 (長袖・半袖)・黄帽子
- ★町立太子中学校
男子標準学生服：(ウール30% ポリ70%) (ポリ100%も御座います)・
カッターシャツ (夏・冬)
女子セーラー服：(ユニチカウール70% ポリ30%)
通学カバン



小路呉服店
太子町山田96-3
☎98-0529

予約注文受け賜われますご利用お待ちしております



消費者トラブル情報

マイナンバー詐欺にご用心

マイナンバー制度の導入にともない、「個人情報」を調査中である」と言って女性が訪問し、資産や保険の契約状況などを聞かれた。

また、「マイナンバーが順次届いており、みんな手続きをしているが、あなたは手続きをしたか」との電話があった。「まだしていない」と答えると、「早く手続きをしないと刑事問題になるかもしれない」と言われた。

【ひとこと助言】

- マイナンバーの通知や利用手続きなどで、国や自治体の職員が家族構成、資産や年金、保険の状況を聞くことはありません。
 - 不審な電話はすぐに切り、来訪の申出があっても断ってください。
 - 万が一金銭を要求されても決して支払わないようにしましょう。
 - 困ったときは、ご相談ください。
- ◆問合せ 富田林市消費者相談室
☎25-1000(内線186)

多重債務・借金問題解決のための土・日無料相談会

財務省近畿財務局では、借金でお悩みの人の相談窓口を常設(平日・無料)しています。借金の状況などをお伺いするとともに、必要に応じて専門機関(弁護士会など)を紹介しています。

この度、大阪府、大阪弁護士会と共催で、「土日無料相談会」を行います。

借金の問題は解決できます。一人で悩

まずに、この機会にぜひご相談ください。

また、月～金曜日の午前9時～午後5時にも、相談員による多重債務相談を受け付けています(無料・祝日除く)。

【とき】12月12日(土)・13日(日)

午前10時～午後4時

【ところ】近畿財務局(大阪合同庁舎4号館)

【内容】電話・面談相談(事前予約可)
☎06-6949-6523

◆問合せ 近畿財務局財務広報相談室
☎06-6949-6355

行政書士無料相談

大阪府行政書士会では、行政書士による無料相談を行います。

【とき】12月17日(木)

午後1時30分～4時30分

【ところ】太子町まちづくり観光交流センター1階 研修室1・2

【内容】相続・遺言、成年後見制度、交通事故、法人設立、契約・内容証明、各種許認可等の相談

※予約制です。希望する人は事前に電話で大阪府行政書士会南大阪支部へご予約ください。

◆申込・問合せ
大阪府行政書士会南大阪支部
(担当：濱田) ☎50-1110
総務政策グループ ☎98-0300

障がい者週間

12月3日(木)～9日(水)は「障がい者週間」です。障がいや障がい者に対する理解と認識を深め、障がいの有無に関わらず、誰もが人格と個性を尊重し、相互に支えあう「共に生きる社会」の実現をめざして、大阪府内でも各地で街頭キャンペーンなどの活動が行われます。

◆問合せ 福祉グループ ☎98-5519

テレホン・メモ

学校給食センター	☎98-4607
	FAX98-4609
教育委員会事務局	☎98-5533
	FAX98-4514
公民館	☎98-5530
	FAX98-5530
まちづくり観光交流センター	☎98-5521
(にぎわいまちづくりグループ)	FAX98-4514
総合福祉センター	☎98-1311
(社会福祉協議会)	FAX98-2111
水道	☎98-5536
(上下水道グループ)	FAX98-5175
板屋橋浄水場	☎98-5537
	FAX98-4622
総合スポーツ公園	☎98-5344
(総合体育館)	FAX98-5346
保健センター	☎98-5520
	FAX98-3600
竹内街道歴史資料館	☎98-3266
	FAX98-3279
消防署太子分署	☎98-3299
	FAX98-4599
病院紹介	☎23-9919
休日診療所	☎28-1333
富田林警察署	☎25-1234
火災・救急救助	☎119

住民手づくり

第146回 たいし 聖徳市 開催

毎月第3日曜日に青空市を行います。

当日は、様々な店が並びますので、ぜひお越しください。

※出店をご希望の方は、開催月の前月末までに、太子町観光・まちづくり協会へお申込みください。

※駐車場が混み合いますので、車でのお越しはご遠慮ください。

※たいし聖徳市実行委員会では、青空市をつうじて、活発な明るい調和あるまち創りをめざします。

【とき】12月20日(日)
午前9時～午後1時

【ところ】太子・和みの広場

【主催】たいし聖徳市実行委員会

◆問合せ
太子町観光・まちづくり協会
☎21-1600

車のお医者さん 自動車整備士1級・2級・メーカー技術検定1級・2級

山本自動車工業

自動車販売 車検 整備 板金 塗装 各種保険

認定店

お車の調子いかがですか?



愛車無料点検 実施中

たいしくんプレミアム 商品券が使えます

☎98-1928
太子町春日 139-1

広告

働くお母さんへ

学童保育で習い事

小学1年生～小学3年生の学童保育習い事コース
(月～金、午後3時～6時、月謝15,000円)

来年度(平成28年度)の当コースの予約をして頂くと
入会金(12,000円)無料

下校→塾→宿題→習い事(習字・リズム練習・ピンポン)→帰宅

関塾しなが進学教室 Tel.98-1800

(磯長小学校正門東隣)

広告

生涯学習施設臨時職員(アルバイト・嘱託員)募集

施設管理などのアルバイト・嘱託職員を募集します。

- 【募集資格】** ・18才以上の人（一般事務については、パソコン経験者を優先）
 ・図書室司書は、要司書資格（学歴は問いません）
 ・資料館学芸員は、大学（短期大学を除く）を卒業、または、平成28年3月までに卒業見込みの人で、学芸員資格を有する人、または、平成28年3月末までに取得見込みの人
- 【任用期間】** ●アルバイト：4月1日から6か月間 ●嘱託職員：4月1日から1年間
 ※勤務成績が良好な場合は、更新あり。
- 【賃 金】** ①時間給880円（週休日及び祝日は890円） ②時間給990円（午後5時30分以降勤務）
 ③時間給860円 ④週3日勤務 105,000円（月額）
 ⑤週5日勤務 175,000円（月額）
- 【申込書類】** 履歴書（写真貼付）※申込書類は返却致しません。
- 【申込期間】** 12月7日(月)～18日(金) 午前9時～午後5時30分 ※土、日曜日は除く。
- 【その他】** 受付終了後、書類審査・面接などにより採用の決定を行います。勤務形態に応じ、健康保険・厚生年金などに加入して頂く場合があります。

勤務場所	賃金区分	職種	募集人数	業務内容	勤務時間	勤務形態 (☆印は土日、祝日勤務を含みませ)
公民館	①	一般事務 (アルバイト)	2	一般事務、施設清掃 各種事業補助等	午前9時～午後5時	週4日以内勤務（ローテーション）☆
総合体育館	②・③	警備・清掃 (アルバイト 2人ペアで勤務)	2	施設の掃除・修繕、草刈等	午前9時～正午	概ね週1回勤務（ローテーション）
				休館日の警備施設管理	午前9時～午後5時	概ね月1回勤務（ローテーション） (※月曜日が開館の場合は火曜日)
	③	清掃 (アルバイト)	1	施設の掃除	午後5時30分～9時30分	週2～3回勤務（ローテーション）☆
大道日 山本家住宅	①	施設管理 (アルバイト)	1	来館者受付・清掃	午前9時～午後4時30分	4・5・9・10・11月の土日祝日☆ (各日1名体制でローテーション)
	③	施設管理 (アルバイト)	1	清掃	午前9時～午後3時	週1日
資料館	④	施設管理 (嘱託職員)	1	資料館の管理運営・来館者受付・事務作業など	午前9時～午後5時15分	週3日勤務（ローテーション）☆
	④	学芸員 (嘱託職員)	1	資料館の管理運営・資料調査・来館者受付・事務作業など	午前9時～午後5時15分	週3日勤務（ローテーション）☆
図書室	④	図書司書 (嘱託職員)	1	図書室の管理運営・貸出業務・事務作業など	午前9時45分～午後6時15分	週3日勤務（ローテーション）☆
	⑤	図書司書 (嘱託職員)	1	図書室の管理運営・貸出業務・事務作業など	午前9時45分～午後6時15分	週5日勤務（ローテーション）☆

◆申込・問合せ 生涯学習グループ ☎98-5534

広告

「自然なお産」のお手伝いを

お母さんの「産むチカラ」、赤ちゃんの「産まれてくるチカラ」を引き出して



富田林病院お産センターは、安全で満足度の高い出産ができるよう、専門性の高い助産師が中心となって分娩を介助する専門の施設です。

▶ご不明な点、気になる点はお気軽にお問い合わせ下さい 受付:月～金(9時～17時)

TEL (代)0721-29-1121 FAX 0721-28-3550



富田林病院 お産センター

〒584-0082 大阪府富田林市向陽台1丁目3番36号
 ホームページもご覧下さい ▶ <http://ob.tonbyo.org>

国民健康保険料・介護保険料が コンビニでも納付できるようになります!

平成27年12月以降、国民健康保険料と介護保険料のコンビニエンスストア(コンビニ)での納付を順次開始しますので、ぜひご利用ください。

●次の納付書ではコンビニでは納付できません。

- 平成27年11月以前に発行されている
- バーコードが印刷されていない
- 納期限(コンビニ取扱期限)が過ぎている
- 金額を訂正している

●ご利用頂けるコンビニ

セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、サンクス、サークルK、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、ニューヤマザキデイリーストア、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ミニストップ、ポプラ、生活彩家、くらしハウス、スリーエイト、スリーエフ、コミュニティ・ストア、セーブオン、MMK設置店

●ご注意

コンビニで保険料をお支払い頂いてから、太子町が入金を確認できるまで時間がかかりますので、領収証書とレシートは必ず受け取り、保管しておいてください。

◆問合せ

保険医療グループ ☎98-5516 高齢介護グループ ☎98-5538



平成30年度から個人住民税の 特別徴収を徹底します

大阪府と府内全43市町村は、平成30年度から、原則としてすべての事業主のみなさまを特別徴収義務者に指定し、個人住民税の特別徴収を徹底します。この取り組みを広く知って頂くため、府と府内市町村でオール大阪共同アピールを採択しました。

詳しくは、大阪府ホームページ(<http://www.pref.osaka.jp/zei/alacarte/>)をご覧ください。

特別徴収とは、事業主(給与支払者)が、所得税の源泉徴収と同様に、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を差し引き、従業員(納税義務者)に代わって、市町村に納入する制度です。

事業主は、地方税法の規定により、全ての従業員について、個人住民税を特別徴収して頂く義務があります。

事業主にとっては、所得税のように税額の計算や年末調整をして頂く手間はありませぬ。従業員にとっては、金融機関などで納付する手間が省け、納め忘れがなくなります。

個人住民税の特別徴収へのご理解とご協力をお願いします。

◆問合せ 大阪府財務部税務局 ☎06-6210-9123

玄関・窓・浴室
勝手口・出入り口
**アルミサッシ
窓リフォーム**
冬を省エネで暖かく
後から内窓を取付けて
二重窓の暖かいお部屋
で快適に過しましょう
三協アルミ プラマイクE LIXIL インプラス

真空ガラス スペーシア
窓の断熱と遮熱は窓ガラスの取替えで簡単に
解消できます。
フリーダイヤル **0120-830-592**
畑田ガラス店
太子役場前西へ200m <http://www.hatadagls.com/>
住宅の省エネに取組み、窓から省エネ効果。
断熱改修・住宅設備機器・その他リフォーム全般。

シャッター電動化
今ある窓のシャッター雨戸が
そのまま電動シャッター
に変わる!!
朝晩の上げ下ろしも静か。
腰痛の方もお年寄りも指一本
リモコン操作でラクラク開閉

エクステリア
フェンス・手摺り
テラス・バルコニー
カーポート・門扉

大阪府知事登録第3 - 2135号
株式会社 サカエツリスト オオサカ ☎0721-98-2951
(ローソン太子町太子店2階)

ご利用期限、本年末まで!たいしくんプレミアム商品券ご利用できます。ご相談、お見積もりは無料。
詳しくは、お電話でお気軽に軽お問合せください。町内で自宅近くから出発!

※旅友の会新春企画のご案内※
1月4日(月)、5日(火)、6日(水)、7日(木)、8日(金) 初詣4社参り(三輪明神・春日大社・伏見稲荷・清荒神) 1名様 8,000円
1月11日(月・祝) 淡路七福神めぐり 1名様 11,000円
1月13日(水) 京都4社参り(遷宮完了上賀茂神社・北野天満宮・下鴨神社・伏見稲荷) 1名様 9,800円
1月14日(木) 恵方参り南南東(高野山と世界遺産丹生都比売神社、真田の里、立里荒神) 1名様 9,800円
など活動中!一般参加希望の人は、お気軽にお電話で。

広告

広告